

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第230号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和6年3月4日付け諮問教職第650号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

- 1 審査請求人が行った公開請求の内容（以下「本件請求文書」という。）
 - ・添付にある令和5年5月23日付けで提起された「調査及び懲戒要求書」に関して関係機関等が作成受領した文書すべて。請求人が送付した「調査及び懲戒要求書」の受付や処理が分かる文書すべて
 - ・添付にある令和5年7月13日付けで金沢地方検察庁が通知した県教職員2名の処分について、関係機関等が作成受領した文書すべて
- 2 公開請求に対する処分の内容
公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）
- 3 担当課（所）
教職員課
- 4 審査請求の経緯

公開請求	令和	6年	1月30日
本件処分	令和	6年	2月13日
審査請求	令和	6年	2月19日
諮問	令和	6年	3月4日
答申	令和	7年	11月21日
- 5 審査請求の趣旨
存否を明らかにし、本件請求文書の公開を求める。
- 6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）
 - (1) 結 論
本件処分は妥当である。
 - (2) 争 点
実施機関は、本件請求文書の有無を明らかにすることは、条例第7条第2号において保護すべき情報を公にすることになるため、条例第10条を適用してその存否を明らかにすることはできないとの主張を行い、審査請求人は、存否を明らかにし公開すべきであると主張している。
 - (3) 審査会の判断理由
本件公開請求は、審査請求人が、特定の職員が被疑者である旨を記載した文書を添付し、当該職員に関し作成又は取得した文書の公開を求めるものであるため、本件請求文書の存否を答えることは、添付文書から識別されることとなる職員が被疑者であるという記述の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなると認められる。
一般に、被疑者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が規定する要配慮個人情報に該当し、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する情報とされている（同法第2条第3項）。
従って、本件請求文書は、存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することになると認められるため、実施機関が行った本件処分は妥当である。
- 7 審議経緯
審査回数5回

答申第230号

答 申 書

令和7年11月21日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求人が行った公開請求について存否を明らかにしない決定を行ったことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和6年1月30日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求に係る公文書の内容）

- ・添付にある令和5年5月23日付けで提起された「調査及び懲戒要求書」に関して関係機関等が作成受領した文書すべて。請求人が送付した「調査及び懲戒要求書」の受付や処理が分かる文書すべて
- ・添付にある令和5年7月13日付けで金沢地方検察庁が通知した県教職員2名の処分について、関係機関等が作成受領した文書すべて

2 実施機関の決定

実施機関は、令和6年2月13日付けで、条例第11条第2項の規定により、存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

（存否を明らかにしない理由）

当該公文書の存否を答えること自体が個人のプライバシーの侵害となり、条例第7条第2号により非公開とすべき情報を公開することになるので存否を答えることができない。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年2月19日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和6年3月4日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、理由補充書面、反論書及び意見書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書

- （1） 審査請求人が送付した「調査及び懲戒請求書」の受付や処理が分かる文書すべてに関し、これは審査請求人が送ったものが、実施機関で受理されたか否かを問うものであって、だれか個人のプライバシーを侵害するものではない。少なくとも審査請求人は自分の送った内容を知っている。
- （2） 審査請求人が送付した「調査及び懲戒請求書」の受付や処理が分かった場合、誰の何に対するプライバシーが侵害されるのか、不明である。
- （3） 刑事事件の捜査対象となった職員に関する情報を知ることが、公共の福祉にあたり、日本国憲法で保

障されている権利である。

- (4) 職員の個人名は情報保護処理（マスキング）もできるわけであるから、それを行わずに「プライバシー侵害」を盾に存否すら明らかにしないのは、情報隠蔽である。

2 理由補充書面

- (1) 実施機関は、「公文書の存在を明らかにしない理由」について、「当該文書の存否を答えること自体が個人のプライバシー侵害となり、条例第7条第2号により非公開」と回答している。
- (2) しかし、非公開について規定している同じく条例第7条により、「二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定されている。
- (3) 当該関連文書は、[事件番号] 損害賠償請求事件（原告・審査請求人、被告・県）の「準備書面」及び「証拠書類」として、審査請求人が裁判所に対し、令和6年1月12日付けで提出済みである。
- (4) 民事訴訟法第91条第1項により、「民事裁判の記録は原則として誰でも閲覧」であるから、本件は「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるから、条例第7条第2号イの規定により、公開すべき文書である。

3 反論書

そもそも審査請求人が求める文書は、保有個人情報の開示によって、すでに全部開示されている。

条例第7条第2号ただし書ハにおいて、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は非公開の規定外となっている。本件請求文書の記載内容のうち、[特定の職員の所属・職・氏名]の行為に関する記載は、「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」である。審査請求人が提起した住民監査請求の「監査の結果」において、当該職員の行為について、「職務として行ったもの」なる旨の文言が繰り返し出てくる。従って、審査請求人が求める文書の中で、少なくとも当該職員の職務遂行の内容に係る部分に関しては、条例により公開の対象であるから、実施機関に対し、速やかに開示せよとの裁決を求める。

4 意見書

実施機関は弁明において、「当該公開請求の対象文書の性質等を考慮し」と述べているが、ここで言及されている「性質等」とは具体的に何を意味するのかが全く明示されておらず、処分の理由として極めて不明確かつ不十分である。

本件において実施機関は、条例第7条に規定された「非公開情報」に該当することを根拠に文書の公開を拒否しているが、その判断は条例の文言の正確な解釈を欠き、かつ同条例の立法趣旨をも逸脱するものである。

まず、同条第1号が規定する「法令等の定めにより公にすることができない情報」についてであるが、本件請求文書がそのような法令に基づき公にできないとされているという具体的根拠は、実施機関から一切示されていない。単に「性質等を考慮した」として抽象的な理由で判断を免れようとする姿勢は、

条例に基づく弁明として到底許容されない。法令に基づく非公開とするのであれば、当該法令名、条項、適用解釈を明示すべきであり、それを欠く主張は法的安定性を損なうものである。

次に、第2号に定める「個人に関する情報」に該当するとの主張についても、その妥当性は否定されるべきである。本件で請求している文書は、公務員等（地方公務員法第2条に該当する者）に関する職務遂行上の情報であり、条例第7条第2号ただし書ハに明記されているとおり、「当該公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分」は、非公開情報から明確に除外されている。

この「ただし書ハ」は、まさに公務員の行為が公的な文脈でなされた場合には、透明性・説明責任の観点から積極的に公開されるべきであるという情報公開制度の基本原則を反映している。したがって、職務に関する情報である限り、それが公務員個人に関するものであっても、原則として公開対象となることは疑いない。

さらに、最高裁判所も、最三小判平成13年3月13日（平成10年行ツ第135号）において、情報公開法上の非公開情報の判断について、「抽象的・一律的な非開示は許されず、個別具体的に開示により権利利益を害する高度の蓋然性が必要である」としており、実施機関のように漠然と「性質等を考慮した」とするのみでは、非公開の正当性を根拠づけるには足りない。

加えて、東京都情報公開審査会平成25年度答申第126号においても、「公務員が職務として行った行為に関する情報は、特段の事情がない限り公開されるべきである」と判断されており、これは全国の多くの審査会でも一貫して踏襲されている見解である。

そもそも情報公開制度の趣旨は、行政の透明性を高め、住民の「知る権利」を保障することにある。条例第7条も、非公開情報の例外を列挙する一方で、ただし書において「公開されるべき情報」の存在を明示しており、それは情報公開制度の例外ではなく、制度の中核をなす原則部分であると理解すべきである。

したがって、本件請求文書は、実施機関の主張するような「非公開情報」に該当するものではなく、職務遂行に関する公務員情報として、明確に公開が予定された情報に該当する。抽象的な「性質等」を理由に開示を拒むことは、条例の趣旨に反するのみならず、違法な不作為と評価される可能性すらある。よって、当該文書については、速やかに公開されるべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

文書送付者が審査請求人と同一であるか否か、刑事事件の捜査対象となった職員かどうか、マスキングするかどうかを問わず、当該公開請求の対象文書の性質等を考慮し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを明らかにすることが、条例第7条第2号に規定する非公開情報の保護利益が害されるおそれがあると判断したものである。

よって審査請求人の主張には理由がないと考える。

第5 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県

民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書について

本件請求文書は、特定の職員に係る調査又は懲戒要求書及び処分通知について、実施機関が作成又は取得した文書である。

実施機関は、本件請求文書の有無を明らかにすることは、条例第7条第2号において保護すべき情報を公にすることになるため、条例第10条を適用してその存否を明らかにすることはできないとの主張を行っている。これに対して審査請求人は、本件請求文書は、同条同号ただし書に該当すると情報であるとの趣旨の主張を行っていることから、条例第7条第2号の適用について検討を行う。

3 本件請求文書の存否に係る非公開情報該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定しており、公文書の原則公開を規定したうえで、例外的に非公開とする情報として、同条第1号から第7号までを定めている。

第2号は、「個人に関する情報（略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。

本件公開請求は、審査請求人が、特定の職員が被疑者である旨を記載した文書を添付し、当該職員に関し作成又は取得した文書の公開を求めるものであるため、本件請求文書の存否を答えることは、添付文書から識別されることとなる職員が被疑者であるという記述の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなると認められる。

一般に、被疑者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が規定する要配慮個人情報に該当し、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する情報とされている（同法第2条第3項）。従って、本件存否情報は個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、当該職員の権利利益を害するおそれがあるから、第2号本文で規定する非公開情報に該当すると認められる。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件請求文書について、条例第7条第2号ただし書イ及びハに該当する旨の主張を行っているため、以下検討を行う。

ただし書イは、条例第7条第2号本文に規定する個人情報であっても、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、例外的に非公開情報から除くと規定する。これは、ただし書イに該当する情報については、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のない情報であると解されることから、公開しなければならないとする趣旨である（石川県情報公開条例解釈運用基準）。

審査請求人は、民事訴訟法における訴訟記録の閲覧制度をもとに存否を明らかにすべきとの主張を行っ

ているが、同法第92条は、訴訟記録の中に私生活の重大な秘密が含まれている場合は、当事者からの申し立てがあれば閲覧等の制限が行われ得る旨を規定しており、訴訟記録に記載された情報がただし書イに規定する法令等の規定により公にされる情報と解することはできない。

また、ただし書ハは、条例第7条第2号本文に規定する個人情報であっても、「当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、例外的に非公開情報から除くと規定する。そして、「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいうものと解される(石川県情報公開条例解釈運用基準)。本件存否情報は、特定の職員が被疑者であるという記述の有無に関する情報であって、当該職員が担当する職務の遂行の内容に係る情報ではないから、ただし書ハに該当する情報とは認められない。

従って、実施機関の主張のとおり、本件請求文書は、存在しているか否かを明らかにするだけで、条例第7条第2号に規定する非公開情報の保護利益が害されるものと認められる。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員及び樫見委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和6年 3月 4日	実施機関から諮問を受けた(諮問教職第650号)。
7年 6月26日 (第356回審査会)	事案の審議を行った。
7年 7月15日 (第357回審査会)	事案の審議を行った。
7年 7月18日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
7年 8月 7日 (第359回審査会)	事案の審議を行った。
7年 9月 3日 (第361回審査会)	事案の審議を行った。
7年10月16日 (第363回審査会)	事案の審議を行った。